

令和3年11月1日

各 位

東 広 島 市

職員による元請業者への下請及び協力業者のあっせん及び紹介の禁止について

本市では入札・契約事務の執行にあたり、公共工事及び業務に対する市民の信頼の確保と、これを請け負う建設業等の健全な発達を促進するため、厳正かつ適正に行ってまいりました。また、関係法令等に基づき、公正公平で、透明性、競争性の高い入札・契約事務を行うとともに、適正な施工の確保などの入札契約制度の改善に取り組んできたところです。

しかしながら、本年9月には、本市発注の道路河川等維持業務を巡り、収賄容疑で職員が逮捕されるという誠に遺憾な事態が発生いたしました。

本市では今回の事件を重く受け止め、本市の入札契約に関わり、二度とこのような事件が起こることのないよう、本市職員による元請業者への下請及び協力業者のあっせん及び紹介を禁止することといたしました。

つきましては、貴社におかれましても同趣旨を社員に周知いただきますようお願いいたします。